令 和 8 年 11 月 2 日

関係者各位

青森県三八県土整備事務所長

条件付き一般競争入札実施公告(電子入札)

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（単体））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、本案件は青森県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第3号に規定する下水道事業であり、入札及び契約の手続きについては、青森県下水道事業財務規則（令和2年3月青森県規則第34号）に定めるほか、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）の規定によります。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 番 号　第5948号

(2) 工　事　名　馬淵川浄化センターNo.2送風機修繕工事

(3) 工 事 場 所　八戸市大字河原木地内

(4) 工　　種　機械器具設置工事、B級工事相当

(5) 工　　期　令和9年3月30日（火）

(6) 工 事 概 要　送風機設備修繕工　1式
No.2送風機　1台

(7) 予 定 価 格　9,735,000円　（消費税及び地方消費税を含む。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

(5)　総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、次のとおりであること。

県内業者

機械器具設置工事・総合点　850点以上

県外業者

機械器具設置工事・総合点　850点以上

(6)　建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、次のとおりであること。

県内業者

機械器具設置工事　総合評定値　800点以上

県外業者

機械器具設置工事　総合評定値　800点以上

(7)　過去15年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合に限る。

下水道処理施設機械設備工事で、契約金額 1000万円以上の施工実績

(8)　労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

(9)　青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(10)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できること。

ア　1・2級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、予定価格の金額に関わらず、特記仕様書内に特段の記載がない場合は、建設業法第7条2号イ又はロに該当する者を主任技術者とすることができる。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

(11)　条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(12)　参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

(13)　警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに

準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 資　格　の　審　査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

(1) 提 出 期 限　令和8年11月11日（水）12時00分　まで

(2) 提出部数等　1部

(3) 提 出 方 法　電子入札システムを使用して提出すること。

(4) 入札書による入札を承諾された場合の申請書の提出場所

建設管理課経理担当

(5) そ　の　他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、イの通知を受けた日の翌日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条で規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

オ 申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ 提出された申請書は、返却しない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書の縦覧

ア 期間　令和8年11月4日（水） から

令和8年11月25日（水）まで

イ 場所　（電子ファイル）青森県建設業ポータルサイト＞工事の情報＞入札情報

(2) 設計図書に質問がある場合の期日、提出方法及び提出先

特記仕様書のとおり。

5 現　場　説　明　なし

6 電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所

(1) 電子入札期間

ア 開始　　令和8年11月24日(火) 9時00分

イ 締切　　令和8年11月25日(水) 10時00分

(2) 入札執行

ア 日時　　令和8年11月26日(木) 9時30分

イ 場所　　三八県土整備事務所建設管理課

7 入札執行回数　　原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の100分の5(1件500万円を超える契約にあっては、10分の1)以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と県が工事履行保証契約を締結したとき。

イ 青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約については、アの「100分の5(1件500万円を超える契約にあっては、10分の1)」を「10分の3」と読み替える。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決のあったときに本契約を締結することとする。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

(3) 使用する建設工事請負契約書及び提出様式については、青森県建設業ポータルサイト＞様式集＞建設工事を参考とすること。なお、公告日、契約締結日等により使用する建設工事請負契約書が異なる場合があるので、契約書作成の前に発注者に確認すること。

10 最低制限価格　　有

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

最低制限価格の設定基準については、青森県建設業ポータルサイト＞入札制度を参考とすること。

11 入札条件

(1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者は、入札金額の内訳書を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を持参して提出し、又は電子入札にあっては電子入札システムを利用して提出すること。

12 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあっては入札金額として記録された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあっては入力すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

(3) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の数字を記載し、又は電子入札にあっては入力すること。

13 関連ホームページ

(1) 入札制度、建設工事請負契約書及び提出様式、入札説明書及び設計図書の縦覧
青森県建設業ポータルサイト
https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html

(2) 電子入札の導入手順、設定方法、操作マニュアル、ログイン
青森県電子入札ホームページ
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

14 留意事項

(1) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等においては、青森県建設工事等電子入札運用基準（平成18年9月1日付け青監第374号）によるものとする。なお、電子入札での入札手続等が困難な場合は、青森県三八県土整備事務所長の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。

15 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 配置予定監理技術者等の確認

ア 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

イ 落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

ウ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置については、青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル（平成24年3月29日付け青監第924号）を遵守すること。

【参考】青森県建設業ポータルサイト＞入札制度

(3) 工事を施工しない日又は時間帯

本工事は、契約書取り交わし時に工事を施工しない日も時間帯も定めない。

(4) 請負代金額が100万円以上の工事については、受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

（継続費又は債務負担行為に係る契約の場合においては、「請負代金額が100万円以上の工事」を「いずれかの年度において、100万円以上の請負代金額の支払限度額がある工事」と読み替える。）

(5) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(6) 予定価格の金額に関わらず、主任技術者には実務経験を有する者を含むものとする。

16 公所名、所在地及び問合せ窓口

(1) 公所名　　青森県三八県土整備事務所

(2) 所在地　　八戸市大字尻内町字鴨田7

(3) 問合せ窓口　　建設管理課経理担当、下水道課

電話番号　　0178－27－5162（経理）

0178-29-1672（下水道課）